

議案第 20 号

君津市久留里観光交流センターの指定管理者の指定について

君津市久留里観光交流センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所 |
| 2 | 施設の位置 | 君津市久留里市場 195 番 4 |
| 3 | 指定管理者 | 千葉県君津市久保二丁目 13 番 1 号君津市役所経済部観光課内
一般社団法人君津市観光協会
代表理事 川名正志 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

令和元年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市久留里観光交流センターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 一般社団法人君津市観光協会
- 2 代 表 者 代表理事 川名正志
- 3 所 在 地 千葉県君津市久保二丁目 1 3 番 1 号君津市役所経済部観光課内
- 4 設 立 日 平成 3 0 年 3 月 8 日
- 5 目 的 等 当法人は、主に君津市及び周辺地域に有する観光資源並びに郷土の物産資源の発掘及びその振興を図ることによって、市民が誇りと愛着を持つ地域づくりと観光客並びに来訪者による交流人口の拡大によって、文化及び地域経済の活性化に寄与し地域社会の健全な発展を目的とする。
目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 観光情報の収集及び提供
 - (2) 観光資源の調査、研究及び開発
 - (3) 観光地の環境整備及び保全
 - (4) 観光並びに物産に関する各種イベントの実施及び支援
 - (5) 観光資源の宣伝、紹介及び観光客の誘致
 - (6) 地方公共団体等の委託を受けて行う観光事業及び観光施設の管理運営
 - (7) 観光及び物産に係る収益事業
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 6 構 成 員 正会員 2 6 4 人